

「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部を改正する案について

I 案件の概要

移転価格税制は、国外の関連企業（国外関連者）との取引を通じた海外への所得移転に対処し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和 61 年度の税制改正で導入された制度です。

国税庁では、移転価格税制の適用に係る納税者の予測可能性を確保し、当該税制の適正・円滑な執行を図るために、これまでも適用基準や執行方針等の明確化に取り組んできたところではあります。

移転価格税制の適正・円滑な執行を図るため、国税庁では移転価格事務運営要領（以下「指針」といいます。）を定めています。平成 13 年 8 月に指針を定めてから、これまで移転価格税制に関する法令改正や OECD 移転価格ガイドラインの改訂等を踏まえ、所要の見直しを行ってきました。BEPS プロジェクトの一連の作業の成果を踏まえた見直しも順次行ってきたところ、この見直しの一環として、OECD 移転価格ガイドライン第 8 章（費用分担契約）の改訂及び第 10 章（金融取引に係る移転価格の側面）の追加を踏まえて、下記 II のとおり、費用分担契約及び金融取引に関する移転価格税制上の取扱いを明確化する等、指針の一部改正を検討しています。

II 主な改正点

1 OECD 移転価格ガイドライン第 10 章（金融取引に係る移転価格の側面）の追加に伴う改正

(1) 金融取引の調査における取扱い

OECD 移転価格ガイドラインにおいて、金融取引に対し独立企業原則の適用を検討する際にも、その他の関連者間取引と同様に、「取引の正確な描写」が重要であることが示されたことを踏まえ、金融取引について調査を行う場合には租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4（3）－ 3 に掲げる諸要素（資産等の内容等、機能分析、契約条件、市場の状況、事業戦略）等（以下「諸要素等」といいます。）に基づき、金融取引の内容等を的確に把握すること並びに金銭の貸借取引、債務保証等及び金融取引に関連した財務上の活動を調査する場合の留意事項を明確にしました。【指針 3-7】

(2) 金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項

OECD 移転価格ガイドラインにおいて、金融取引に係る独立企業間価格の算定方法及びそれに係る留意事項が示されたことを踏まえ、指針においても金融取引に係る独立企業間価格を算定する際の留意事項（信用格付の活用及び債務保証に関する取扱い等）を明確にしました。【指針 3-8】

(3) 上記のほか所要の改正

2 OECD移転価格ガイドライン第8章（費用分担契約）の改訂に伴う改正

(1) 費用分担契約の定義の明確化

OECD移転価格ガイドラインにおいて、費用分担契約の定義が示されたことを踏まえ、費用分担契約は、その参加者が将来的に生じると予測・期待される便益を目的として、共同で無形資産を開発等するために貢献及びリスクを分担する取決めであることを明確にしました。【指針3-15】

(2) 費用分担契約の移転価格税制上の取扱い

OECD移転価格ガイドラインを踏まえ、予測便益割合に応じて貢献を分担することは国外関連取引である旨を明確にするとともに、費用分担契約が3つの事項（①予測便益が適正に見積もられていること、②貢献の価値が独立企業間価格と整合的であること、及び③貢献価値割合が予測便益割合に一致していること）を満たす場合には、独立企業原則に即したものとして取り扱うこと等を明確にしました。【指針3-16】

(3) 費用分担契約に関する調査における留意事項

費用分担契約について調査を行う場合でも、取引の内容等を的確に把握した上で、移転価格税制上の問題の有無を検討することを明示するとともに、OECD移転価格ガイドラインを踏まえ、調査における留意事項（貢献価値割合と予測便益割合の一致の検討等）を明確にしました。【指針3-17】

(4) 費用分担契約における既存の無形資産の使用がある場合の検討すべき事項

OECD移転価格ガイドラインにおいて、既存の無形資産が評価困難な無形資産であり、それが共同活動を行うための貢献の一部になっているときは、評価困難な無形資産の移転に関する移転価格ルール等を定めた評価困難な無形資産に係る指針が適用されることが示されたことを踏まえ、既存の無形資産の貢献価値を評価するに当たり、それが特定無形資産に該当する場合には、租税特別措置法第66条の4第8項の規定の適用を検討することを明確にしました。【指針3-18】

(5) 費用分担契約に係る検討を行う書類

OECD移転価格ガイドラインにおいて、費用分担契約の内容を的確に把握することに関連し有益な情報が示されたことを踏まえ、費用分担契約に係る検討を行う場合に有益な書類として例示すべき書類を整理しました。【指針3-19】

3 その他

OECD移転価格ガイドライン第1章において、独立企業原則の適用を検討する際には、「取引の正確な描写」が重要であることが示されたことを踏まえ、移転価格税制上の

問題の有無を検討する際には、諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握することを明確にするほか、所要の見直しを行いました。【指針3-1ほか】

4 別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の改正

上記Ⅱ1の改正に伴い、指針の別冊である「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」に以下の改正を行うこととしました。

- (1) 【事例4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合)《前提条件2：金銭の貸借取引の場合》について、指針3-7及び指針3-8の内容に整合するために適用事例の内容を見直しました。
- (2) 【事例4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合)の新たな適用事例として、《前提条件3：債務の保証の場合》を追加しました。
- (3) 【事例7】(寄与度利益分割法を用いる場合)の新たな適用事例として、《前提条件4：キャッシュ・プーリング》を追加しました。

以 上